

電線類地中化事業に関する一考察

○足利工業大学大学院 学生員 高橋 卓也
足利工業大学 正会員 中川 三朗

1 はじめに

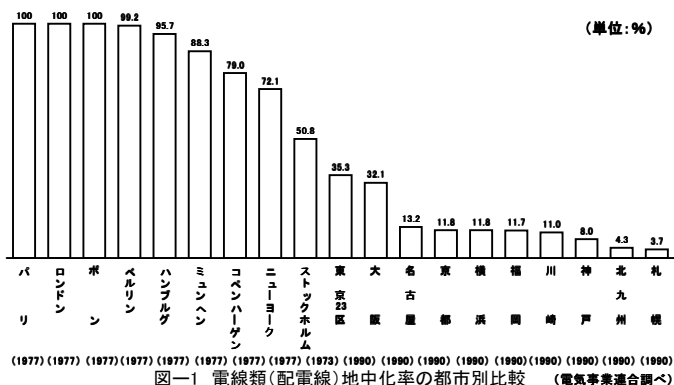
近年、都市における景観への配慮から魅力的な街路景観を演出している都市が増加してきている。街路景観を創り出す構成要素は様々であるが、街路景観構成要素の1つである架空線・電柱は一般に街路景観阻害要素であり、架空線・電柱の移設、電線類地中化などの方法で整備されている。

電線類地中化事業の事業対象地域条件は「需要の安定性」「物理的に歩道に設置できる」「景観保持の重要性」という3つの条件であるが、景観保持の重要性という条件については明確な内容が定義されていない。

本研究では、電線類の地中化事業が進んでいる欧米先進諸国における電線類地中化事業への取り組み、我が国の街路景観における架空線・電柱への評価および電線類地中化事業へ取り組みの歴史の変遷より、電線類地中化事業の事業対象地域条件である「景観保持の重要性」という条件について考察する。

2 欧米先進諸国の電線類地中化事業への取り組みについて

欧米先進諸国は早くから電線類の地中化に取り組んでいる(図-1)。電線類地中化事業を適用する観点には我が国と似ている部分もあるが、景観的観点においては欧米先進諸国と我が国では差異がある。欧米先進諸国では行政当局や地域住民に自分の住んでいる街を美しくしたいという願望が強く¹⁾、架空線・電柱が住んでいる街の街路景観を阻害するという意識が強い。そのため国に対する地中化の要望が強く、自己負担でも架空線・電柱を地中化したいという願望がある。この意識の差が、我が国と欧米先進諸国との地中化率の差の1要因ではないかと考えられる。



3 我が国の街路景観における架空線・電柱の評価および電線類地中化事業へ取り組みについて

江戸から明治に変わり「近代化」という世の風潮の中、街路景観に出現した架空線・電柱を人々の多くが、‘文明開化のシンボル’²⁾として捉えていたことから、当時の架空線・電柱を我が国では「街路景観構成要素の象徴である要素」、「街路景観構成要素の良い要素」という認識で捉えていたと考えられる。

大正になり、著しい需要増加に伴い架空線の増加により街路における架空線の輻輳状況が著しくなっていたことから、電線類地中化事業が実施されるようになった。このことから、大正時代に入り人々の架空線・電柱に対する景観認識が‘文明開化のシンボル’から‘街路景観における問題要素’として変化していったのではないかと考えられる。当時の地中化の主な目的は「美観」と「防災」の2つであった。

戦後の我が国の政策は「戦災の早期復旧」が最優先課題であり、それは需要(電力、通信、etc)においても例外ではなかった。戦災の早期復旧の為、いかに早く、安く整備を進めるかが課題となり、整備内容に美観的要素が組み込まれている整備計画(地中化、裏配線 etc)は時間がかかり、またコストもか

Keywords, 景観 架空線・電柱 電線類地中化事業

〒326-8558 栃木県足利市大前町 268-1 TEL 0284-62-0605 FAX 0284-64-1061

かるので却下された。結果、電力線、通信線とも架空線・電柱による供給であった。だが当初の戦災復興計画では電線類地中配線計画が作られていたことから、全く初めから景観的配慮を考慮していない計画では無かったことが窺える。

近年の我が国における電線類地中化事業の本格的な取り組みは、昭和 61 年からであった。電線類地中化事業の目的は世の中の社会的安定から、安全性や快適性が求められ「安全で快適な歩行空間の確保」・「都市災害の防止」・「都市景観の向上」・「安定供給の向上」という 4 つの目的であるが、主な目的は「安全で快適な歩行空間の確保」・「都市災害の防止」の 2 つである。

これに、対象地域条件である「需要の安定性」・「物理的に歩道に設置できる」・「景観保持の重要性」という 3 つの条件から電線類地中化事業実施箇所は計画される。しかし、実際には事業対象地域条件の内容が明確に定義されているのは前の 2 つの条件であり、電線類地中化事業は、この 2 つの対象地域条件に該当した箇所で実施され、現在に至っている。

4 景観保持の重要性という条件の考察

現在の電線類地中化事業において、「都市景観の向上」という目的はあまり重視されていない。なぜなら、「都市景観の向上」という目的は電線類地中化事業を実施すれば必ず達成される目的であり、現在の電線類地中化事業では主な目的ではなく付加的目的でしかない。それはまた、現代の人々が街路景観における架空線・電柱に対し、架空線・電柱が林立してもあまり気にはしなく、街路景観阻害要素という認識があまり無い為だと考えられる。そのため、事業対象地域条件である「景観保持の重要性」という条件も、設定はされているが定義づけはされていない。しかし、重要な条件であるのに変わりはないと考えられる。

今後の電線類地中化事業の方針について、様々な都市形態が存在する中、電線類地中化事業の優先実施箇所が一律であるのはおかしいと思われる。実際、現在の事業方針によって優先的に実施された箇所が、各都市において本当に最適な優先事業

実施箇所であったというのは疑問である。

都市によっては、主な目的である「安全で快適な歩行空間の確保」・「都市災害の防止」、また主な対象地域条件である「需要供給の安定性」・「物理的に歩道に設置できる」という条件に該当した箇所から優先的に実施するより、むしろ蔑ろにされている「景観保持の重要性」という条件から優先的に実施した方が、電線類地中化事業におけるメリットがあると考えられる地域・地区が存在すると思われる。

例えば、景観保存地域・地区に指定されている地域・地区や、架空線・電柱によって著しく街路景観を損ねている地域・地区が存在する都市においては、従来の方針に適応している箇所で電線類地中化事業を実施するより、より効果的な事業成果が生まれると考えられる。

こうした考え方がとり入れられる為にも「景観保持の重要性」という条件の具体的内容を定義していかなければならないと思われる。

5 おわりに

本研究のまとめを以下に述べると

- ・欧米先進諸国の電線類地中化事業の取り組みから、欧米先進国においては架空線・電柱に対して景観阻害要素としての意識が高いことが分かった。
- ・我が国の街路景観における架空線・電柱の評価および電線類地中化事業へ取り組みの歴史的変遷から、電線類地中化事業の主な目的が、社会的背景により変わっていったことが分かった。
- ・今後、「都市景観の向上」という目的を優先して電線類地中化事業を実施できるよう、事業対象地域条件である「景観保持の重要性」の具体的な定義が必要である。また、住民の街路景観における架空線・電柱に対する意識、ならびに電線類地中化事業に対する意識を明らかにする必要がある。

参考文献

- 1) キャブシステム研究会編：「キャブシステム」増補・改正版：開発問題研究所：平成 5 年 8 月
- 2) 鈴木・三浦：「明治・大正期の道路占有物制度にみる電柱立国の原点」,土木史研究,No.18,p119：平成 10 年